

令和6年（2024年）第5回可児市議会定例会提出議案説明書

議案第79号 令和6年度可児市一般会計補正予算（第4号）について

議案第80号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国民健康保険被保険者の減少に伴う保険税収入の減少及び将来的な県内市町村の保険料水準統一化に対応するため、保険税額を改めるもの。また、保険税の減免申請について、災害等やむを得ない理由があるときは期限後の申請を認めるよう改正するもの。

(2) 改正内容

【第4条～第8条の2、第11条】国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改める。

		基礎課税額		後期高齢者支援金等課税額		介護納付金課税額	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額		6.94%	7.08%	1.45%	2.50%	改正なし	
被保険者均等割額		25,200円	28,300円	6,300円	11,000円	改正なし	
世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	25,000円	20,500円	6,500円	7,500円	7,300円	6,200円
	特定世帯	12,500円	10,250円	3,250円	3,750円		
	特定継続世帯	18,750円	15,375円	4,875円	5,625円		

【第23条第1項】国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減額を改める。

		基礎課税額		後期高齢者支援金等課税額		介護納付金課税額		
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
7割軽減 (※1)	被保険者均等割額		17,640円	19,810円	4,410円	7,700円	改正なし	
	世帯別 平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	17,500円	14,350円	4,550円	5,250円	5,110円	4,340円
		特定世帯	8,750円	7,175円	2,275円	2,625円		
		特定継続世帯	13,125円	10,763円	3,413円	3,938円		
5割軽減 (※2)	被保険者均等割額		12,600円	14,150円	3,150円	5,500円	改正なし	
	世帯別 平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	12,500円	10,250円	3,250円	3,750円	3,650円	3,100円
		特定世帯	6,250円	5,125円	1,625円	1,875円		
		特定継続世帯	9,375円	7,688円	2,438円	2,813円		
2割軽減 (※3)	被保険者均等割額		5,040円	5,660円	1,260円	2,200円	改正なし	
	世帯別 平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,000円	4,100円	1,300円	1,500円	1,460円	1,240円
		特定世帯	2,500円	2,050円	650円	750円		
		特定継続世帯	3,750円	3,075円	975円	1,125円		

※1 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額。※2及び※3において同じ。）を超えない世帯

※2 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯

※3 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯

【第23条第2項】世帯内に未就学児がある場合における、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減額を改める。

	基礎課税額		後期高齢者支援金等課税額	
	改正前	改正後	改正前	改正後
7割軽減（上記※1）	3,780円	4,245円	945円	1,650円
5割軽減（上記※2）	6,300円	7,075円	1,575円	2,750円
2割軽減（上記※3）	10,080円	11,320円	2,520円	4,400円
上記以外の世帯	12,600円	14,150円	3,150円	5,500円

【第25条】保険税の減免の申請期限について、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、申請期限後でも申請できるよう規定を追加する。

(3) 施行日／令和7年4月1日

議案第81号 請負契約の変更について

令和5年5月31日議決による可児御嵩インターチェンジ工業団地（第二工区）造成その2工事の請負契約（令和5年議案第47号）の契約金額を変更するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

（変更前）318,120,000円→（変更後）341,182,600円

議案第82号 財産の取得について

教育用Microsoft 365ライセンスを取得するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

（方 法） 指名競争入札

（取得価格） 32,149,975円

（相手方） 東京都港区海岸一丁目7番1号

ソフトバンク株式会社 代表取締役 宮川 潤一

議案第83号 指定管理者の指定について

可児市福祉センターの指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】
(指定団体) 岐阜市藪田南三丁目7番20号
株式会社技研サービス 代表取締役 棚橋 泰之
(指定期間) 令和7年4月1日～令和12年3月31日

○提出議案数／予算1 条例1 契約1 その他2 合計5

【諸般報告】

報告第12号 専決処分の報告について

議会の議決により指定された市長の専決処分事項を報告するもの。【地方自治法第180条】

- ・選挙費に係る歳入歳出予算の補正をしたもの。
令和6年度可児市一般会計補正予算（第3号）

- ・和解及び損害賠償額を定めたもの。
自動車の破損事故に係るもの（2件）

損害賠償額 合計 485,287円